

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

相続時精算課税制度の改正

Q : 平成19年度の税制改正では、自社株の贈与がしやすくなるような改正があるそうですが、どのような制度になるのですか？

A : 相続時精算課税制度の拡充が図られ、次のようになります。

【解説】

平成19年度の税制改正では、事業承継をスムーズにという観点から、3,000万円までの株式贈与については贈与税を課さないという制度が新設されます。

これは、今ある相続時精算課税制度を株式にも使えるようにするというもので、一定の親から一定の子への3,000万円までの株式贈与には課税せず、3,000万円を超える贈与について、一律20%の課税がされるというものです。

そして、この制度を使って贈与した株式は、相続のときに相続財産に加えて相続税額を計算し、この制度により納めた贈与税額がある場合は、その税額を控除するという内容になっています。

概要は次のとおりです。

- ① 贈与者(被相続人)
60歳以上の親
- ② 受贈者(次の相続人)
特例を選択した時から4年を経過するときに
 - イ. 発行済株式等の総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%を有していること
 - ロ. 当該会社の代表者として経営に従事していること

